

別紙3

特別償却を受けない理由書

当該設備は、固定資産税の課税免除を受けるにあたり要件とされている租税特別措置法第12条第4項又は第45条第3項の規定の適用を受けられるものですが、次の理由により、本法による特別償却は受けません。（受ける予定はありません。）

（例）

- 赤字決算のため
- 繰越欠損金残高があり、特例措置の適用を受けるメリットがないため
- 会計上、増益効果がないため
- 特定地域における特別償却制度を認識していなかったため
- 租税特別措置法第42条の12の4の適用を受けるため

など